

## 総務委員会委員長報告

総務委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第101号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第2号）について、ほか7件の議案についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第101号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第2号）については、一部の委員から反対があり賛成多数で、その他の議案については、全会一致で原案のとおり可決、同意並びに承認すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程で特に議論となりました甲第102号議案 岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について、ご報告申し上げます。

これは、地方税法の改正等に伴い、岡山市市税条例の一部を改正するもので、改正内容のうち、わがまち特例について、これまで国が法律で一律に定めていた固定資産税等の特例割合等に新たにその上限・下限及び参酌基準が定められ、条例に委任されたことに伴い、岡山市で一体型滞在快適性等向上事業に係る特例等について、参酌基準どおりに定めるものがあります。

委員から、わがまち特例ができた背景を考えると、特例割合は、岡山市

独自のものを定めることもできたと思うが、どのような認識で参酌基準どおりとしたのか、との質問があり、当局から、特例割合の基準を定めるにあたっては、事前に各担当部局へ照会を行っており、その回答は当該事業の本市の実情を踏まえ、事業効果なども考慮したものであると認識している。今後も国の税制面における支援措置等の情報を提供するなど担当部局と連携していきたいと考えているとの答弁がありました。

これを受け委員から、固定資産税が下がることで民間事業者が出店しやすくなり、人が集まり賑わいがうまれるまちづくりが可能になるのであれば、参酌基準以上の特例割合を検討してもよかったのではないか、との意見がありました。

以上、本委員会における審査の経過並びに結果をご報告いたしました。が、当局におかれましては、委員会審査の過程で各委員から出されたさまざまな意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう要望し、総務委員会の報告を終わらせていただきます。